



(検査結果をお待ちの方及び陽性判明者向け)

～新型コロナをうつさない、重症化しないために～

板倉町にお住まいの新型コロナ患者の皆様へ

- 検査結果が出るまでは、同居家族を含め、なるべく人と接触しないようにご自宅で過ごしてください。
- 新型コロナの陽性が判明した場合の療養解除までの流れは概ね以下のとおりです。
 - ①陽性判明 → ②医師が保健所に届出 → ③保健所（又は県庁）による聞取調査 → ④保健所から療養期間、療養方法の伝達 → ⑤療養（入院、宿泊療養（ホテル）、自宅療養） → ⑥療養解除

☆ 療養解除後、館林保健所から感染症法に基づく届出の受理、就業制限及び解除に関する通知をお送りしますが、現在、陽性者が多いため、療養解除から3～4週間かかっています。
- 新型コロナと診断された場合、療養期間が終了するまでは外出はしないでください。最短の療養期間の目安は次のとおりです。
 - ①症状が出た人
発症日の翌日から数えて10日間経過し、かつ症状が軽くなって72時間（10日間の内に含みます）を経過した場合
 - ②症状が出なかった人
検体採取日（検査を受けた日）の翌日から無症状で7日間経過した場合

※ 10日間が経過するまでは、ご自分で健康状態の確認をしていただくほか、引き続き感染防止対策をお願いします。
- 同居の家族がいる場合には、お家の中でもマスクを着用し、同じ部屋にいないようにしたり、食事を別にするなど、できるだけ接触しないようにしてください。
- 保健所（または県庁）からお電話で発症日や現在の症状、基礎疾患の有無、同居家族等の情報を詳しくお聞かせいただきますので、ご協力をお願いします。なお、患者さんが多いときには新型コロナの診断日に連絡できない場合がありますので、ご理解をお願いします。
電話連絡がくるまでの間に、息苦しさを感ずる、何も食べられない状態が続く場合等にはかかりつけの医療機関又は以下にご連絡ください。

・ 平日（月～金）8:30～17:15 館林保健福祉事務所（館林保健所） 0276-72-3230
・ 土日祝・平日の上記以外 群馬県受診・相談コールセンター 0570-082-820

(検査結果をお待ちの方及び陽性判明者向け)

- 館林保健所で症状の程度や基礎疾患等を踏まえ、療養の方法と療養期間について、電話でお伝えします。

①入院療養 ②宿泊療養（ホテル） ③自宅療養

- ☆ 宿泊療養、自宅療養について詳しく知りたい方はパソコンやスマートフォンから次のように検索してください。

群馬県 宿泊療養	検索
----------	----

群馬県 自宅療養	検索
----------	----

- ご自宅で療養される方には、ご希望に応じて、パルスオキシメーター（血中の酸素飽和度を指先で測る機械）の貸出し、生活支援物資（食料、生活必需品）をお送りします。（無償）

なお、健康観察センターから定期的に健康観察のためにお電話を差し上げます。

- 現在の症状が軽くても年齢や体格、基礎疾患等によっては、重症化するおそれがあります。一定の条件を満たす場合には抗体療法という特別な治療方法の対象となり、ご希望がある場合には保健所が調整しています。

抗体療法とは…

新型コロナウイルスに結合する2種類の抗体を混ぜ合わせ、20分～1時間かけ点滴静脈注射で投与することで、ウイルスの増殖を抑え重症化を防ぐと考えられています。2～3日の経過観察する必要があるため、入院が必要となり、その後宿泊療養等に移行します。なお、抗体療法を希望する場合も入院先の医師が適用の可否を判断します。

<条件>

- ① 酸素飽和度93%以上
- ② 発症日から7日以内に入院できること
- ③ 基礎疾患等の要件
 - ・55歳以上（65歳以上を優先）・肥満（BMI30以上）・妊娠後期（28週以上）
 - ・心血管疾患、慢性肺疾患（喘息含む）、糖尿病、慢性腎臓病、慢性肝疾患（慢性肝炎、肝硬変等）、高血圧
 - ・その他免疫抑制状態と医師が判断するもの

- 体調が急変したときは、館林保健所（平日 8:30～17:15）又は群馬県受診・相談コールセンター（24時間 土日祝日も対応）にご連絡ください。緊急性が高い場合には救急車を呼んでください。

- 自宅療養中に、万が一、災害が発生し、避難しなければならなくなったときには、館林保健福祉事務所（館林保健所）にご連絡ください。

発行：群馬県館林保健福祉事務所（館林保健所） 0276-72-3230